

建設工事現場に対する監督指導結果

1 監督指導結果の概要

平成 29 年 6 月 1 日（木）から 16 日（金）までの 16 日間に、**管内 28 の建設工事現場を臨検**し、その中の **52 事業場に対して監督指導を実施**しました。

このうち、**23 現場（82.1%）において熱中症予防対策が不十分**であったことから、**改善措置を講じるように文書指導**を行いました。

また、**16 現場（57.1%）の 27 事業場（51.9%）において労働安全衛生法違反**が認められたことから、**是正勧告**を行いました。

注：一般的に建設工事現場では、重層的な請負契約により、元請、下請、孫請など多くの施工業者が工事に関わっており、現場数に比べて事業場数が多くなっています。

2 工事の種類別の指導状況

（1）鉄骨造、木造などの建築工事（改修工事を含む）

7 現場（11 事業場）に対して監督指導を実施しました。

その結果、全ての現場（100%）で熱中症予防対策が不十分でした。また、2 現場（3 事業場）で労働安全衛生法違反が認められ、現場としての違反率は 28.6%でした。

（2）道路工事などの土木工事

21 現場（41 事業場）に対して監督指導を実施しました。

その結果、16 現場（76.2%）で熱中症予防対策が不十分でした。また、14 現場（24 事業場）で労働安全衛生法違反が認められ、現場としての違反率は 66.7%でした。

3 熱中症予防対策について

（1）職場における熱中症による労働災害の発生状況と厚生労働省における取組

平成 28 年は全国（全業種）で **12 人が熱中症により死亡**しており、**このうち 7 人は建設業で発生**しています。また、休業 4 日以上を発症者は 462 人（うち建設業は 113 人）であり、平成 22 年以降は毎年 400 人以上が発症するなど、**近年は高止まりの状況**にあります。

このため、厚生労働省では、熱中症による死亡労働災害ゼロを目指し、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、平成 29 年 5 月から同年 9 月までを実施期間とする「**STOP！熱中症 クールワークキャンペーン**」を展開しているところです（別添参照）。

（2）今回の集中的な監督指導の目的

浜田労働基準監督署管内では、平成 28 年に熱中症による死亡労働災害は発生しなかったものの、全業種で **14 人が熱中症を発症**し、**このうち 10 人は建設業で発生**しています。本年についても、今後、暑さが本格化して熱中症による労働災害の発生が懸念されるこ

とから、集中的な監督指導においては、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を周知し、職場における熱中症予防対策の取組を徹底することを目的としました。

(3) 監督指導における重点取組事項

監督指導においては、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施期間中に実施すべきとしている事項（別添2ページから5ページ参照）のうち、

① 暑さ指数（WBGT 値）の把握

暑さ指数（WBGT 値）とは、暑熱環境による熱ストレスを評価する指数のことです。
暑さ指数が基準値（別添3ページ参照）を超える（またはおそれのある）場合には、作業の変更等を行うことが求められます。
なお、平成28年に全国で熱中症により死亡した12人全員の、災害発生場所で暑さ指数（WBGT 値）の測定がなされていませんでした。

② 水分・塩分の摂取

自覚症状以上に脱水症状が進行している場合があることから、飲料水や塩飴等を備え付けたうえで、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ることが求められます。
なお、平成28年に全国で熱中症により死亡した12人のうち8人は、事業者による水分及び塩分の準備がなされていませんでした。

③ 日常の健康管理

睡眠不足、前日の飲酒、朝食の未摂取などが熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、日常の健康管理を行うことが求められます。

④ 休憩場所の整備

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所または日陰等の涼しい休憩場所を確保することが求められます。

の4つを重点取組事項として、熱中症予防対策の実施状況を確認しました。

(4) 監督指導の結果

監督指導を実施した 28現場のうち、23現場（82.1%） で、4つの重点取組事項のうち1つ以上の熱中症予防対策が不十分であったことから、改善措置を講じるように文書指導を行いました。

重点取組事項とした熱中症予防対策ごとの対策が不十分な現場数は次のとおりでした。

- ① 暑さ指数（WBGT 値）を把握していない…21現場（75%）
- ② 定期的に水分・塩分を摂取するために飲料水等を備えていない…9現場（32.1%）
- ③ 睡眠不足や前日の飲酒等の日常の健康管理を実施していない…7現場（25%）
- ④ 日陰等の休憩場所を確保していない…4現場（14.3%）

4 法令違反について

労働安全衛生法違反が認められた 16 現場のうち、主な法違反の内訳としては、

- (1) 元方事業者の講ずべき措置を行っていないため違反を指摘した現場…10 現場
- (2) 高さ 2メートル以上の作業箇所や足場に墜落防止用の手すりや中さんを設けていないなど、墜落等による危険を防止するための措置に不備があった現場… 7 現場
- (3) 作業場に通じる場所や作業場内の通路の安全に不備があった現場… 4 現場

の順に多くなっています。

(1) 元方事業者の講ずべき措置に関する違反…10 現場 (35.7%(※))

(労働安全衛生法第 29、第 31 条)

- 元方事業者とは、一般的に元請事業者をいい、現場の関係請負人とその労働者が法令に違反しないよう必要な指導を行う義務を負っていますが、その義務を果たしていなかったものです。
- 例えば、下請負人の労働者に足場を使用させる場合は、元方事業者にも足場の安全確保に関する措置義務があり、下請負人任せにはいけないことになっています。

※ カッコ内は、総数である 28 現場又は 52 事業場に対する割合。以下、同じ。

(2) 足場等からの墜落防止措置に関する違反… 7 現場(25%) の 8 事業場(15.4%)

(同法第 20 条、労働安全衛生規則第 563 条など)

- 足場に法規定の手すりや中さんなどが設けられていないなど、墜落による危険を防止する措置が取られていなかったものです。

(3) 安全な通路の確保に関する違反… 4 現場(14.3%) の 5 事業場 (9.6%)

(同法第 23 条、労働安全衛生規則第 540 条)

- 労働者の通行中における、車両・機械との接触、材料・荷によるつまづき・転倒などの災害を防止するために、作業場に通じる場所や作業場内に安全な通路を設けて、常時有効に保持する必要があります。
この措置が不十分であったものです。

(4) その他の主な違反

重機の作業計画に関する違反… 3 現場 (10.7%) の 4 事業場 (7.7%)

(同法第 20 条、労働安全衛生規則第 155 条)

- 重機（車両系建設機械）を用いて作業を行うときには、あらかじめ、作業場所などの状況を考慮して重機の経路や作業方法などを決定し、関係労働者に周知する必要があります。この措置が不十分であったものです。

5 作業停止命令等の行政処分の状況

特に重大な違反や重篤な災害につながるおそれのある労働安全衛生法違反については、労働災害を未然に防止する見地から、作業停止命令等の行政処分を行っています。

期間中は、高さ 2メートル以上の作業箇所に法規定の墜落防止措置が講じられていなかった 1 現場 (3.6%) に対して、作業停止命令等の行政処分を行いました。

6 今後の対応

浜田労働基準監督署管内では、建設業の死亡労働災害は、平成 26 年 5 月 14 日以来発生がなかったところですが、平成 28 年 9 月 27 日（出張作業中の災害）、10 月 24 日、10 月 26 日と約 1 か月間で 3 件の死亡災害が発生しました（下表参照）。

また、平成 28 年の建設業の労働災害発生件数（休業 4 日以上）は 24 件（前年同数）と高止まりの状況にあり、平成 29 年についても 5 月末日までに 9 件（前年同月比 1 件増）の労働災害が発生しています。

さらに、今後、平成 29 年 7 月 4 日からの大雨による被害に対する復旧工事が本格化することが見込まれ、同工事における労働災害の発生が懸念されるところです。

建設工事現場においては、例年、夏場に熱中症による労働災害が多数発生しており、また、労働安全衛生法違反は、死亡労働災害の発生など重大な事態につながる危険性が高いことから、今回の監督指導結果も踏まえ、当署では引き続き、建設工事現場に対する監督指導を実施していくとともに、関係業界団体及び発注機関に対し、労働災害発生防止に向けた積極的な取組を働きかけていくこととしており、今月中には関係業界団体及び発注機関との連絡会議を開催し、労働災害防止対策の徹底を要請する予定です。

【参考】浜田労働基準監督署管内で発生した死亡労働災害一覧 （平成 26 年～）

No.	発生年月	業 種	発 生 状 況
1	平成 26 年 5 月	建設業	木造家屋改築工事において、瓦を葺く作業のため 1 階屋根上を歩行中、3.61m 下の地面に墜落した。
2	平成 27 年 1 月	畜産・水産業	被災者は給餌作業のため、給餌機を搭載したフォークリフトを運転して牛舎に行った。その後、牛舎前で横転したフォークリフトの運転席付近で倒れているところを発見された。
3	平成 28 年 9 月	建設業	鉄塔の避雷針の取替作業において、地上からの高さ約 30m の梁上で仮設足場の取り外し作業を行っていたところ、約 4 メートル下のステージに墜落した。
4	平成 28 年 10 月	建設業	治山ダム工事において、進入路の整備のために伐出した木を重機でダンプトラックに積載する作業を行っていたところ、周辺で枝切り作業をしていた労働者が、重機に激突された。
5	平成 28 年 10 月	建設業	高さ約 15 メートルの法面の雑木除去において、高さ約 8 m の地点で清掃作業を行っていたところ、地面まで墜落した。